

第 35 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 8 年 5 月 25 日（月） 8 時 57 分～ 9 時 30 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室質疑

3 出席委員（11 名出席）

②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢樋 学 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

①久保 秀幸

5 議事日程

議案第 19 号 非農地判断について

議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 21 号 農地法第 5 条に基づく許可の取消しについて

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 査	藤山 泰彦
	中間管理機構事業推進業務員	梶尾 末義
	中間管理機構事業推進業務員	山元 正彦
	中間管理機構事業事務業務員	橋口 茜

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は11名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第35回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、7番 園田 勇一 委員、8番 馬見新 貢 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第35回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第3、諸報告であります。5月8日に鶴翔高校で開催されました農業後継者育成対策協議会幹事会に私と局長が出席いたしました。

次に、5月19日に鹿児島市で開催されました市町村農業委員会会長・事務局長等会議に私と局長が出席いたしました。

次に、5月20日に出水市で開催されました農業委員会女性委員研修会に〇〇委員と〇〇委員が参加いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第4、議案第19号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

議案第19号、非農地判断について御説明いたします。

始めに、今月の非農地証明願からになります。

議案書は4ページを御覧ください。

申請件数は6件であり、農用地区域内の田が2筆の2,013 m²、農用地区域外の畑が8筆の2,145 m²、合計10筆の4,158 m²になります。

確認については、5月11日に担当の農業委員と事務局で行いました。

現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、転用地についても、転用後20年以上経過しており、非農地である事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は5ページから8ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内の田が1筆の895 m²、畑が44筆の27,628 m²、合計で45筆の28,523 m²であります。

また、農用地区域外の田が10筆の4,277 m²、畑が74筆の43,624 m²、合計で84筆の47,901 m²であります。

したがって、非農地判断した全体の合計は129筆の76,424 m²になります。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判断した農地の合計は139筆の80,582 m²になります。

確認につきましては、令和8年5月12日、15日に農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （中野 和徳）

農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について、これまで協本地区の農地から詰めて提案していたと認識していますが、今回、鶴川内の農地があります。

これは、こういった理由になりますか。

事務局 （平瀬 修治）

地区において、登記所有者ごとに非農地判断の提案をしており、今回は鶴川内地区にも農地を所有されていたためであります。

委員 （中野 和徳）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）
他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
異議なしと認めます。
よって、議案第 19 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）
日程第 5、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）
それでは、議案第 20 号について御説明いたします。
議案書は 10 ページを御覧ください。
今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 3 件と賃借権の設定が 1 件であります。
それでは、整理番号 1 について説明します。
地図につきましては、別添資料 1 ページになります。
申請地は、赤瀬川〇〇番の畑、面積は 367 m²であります。
譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんであります。
申請の理由は、譲受人の都合により売買により農地を取得するものであります。
取得後は、果樹を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。
続きまして、整理番号 2 について説明します。
地図につきましては、別添資料 2 ページになります。
申請地は、脇本〇〇番の畑、面積が 489 m²であります。
譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんであります。
申請の理由は、譲受人の都合により贈与により農地を取得するものであります。
取得後は、果樹を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て

満たしております。

続きまして、整理番号 3 について説明します。

地図につきましては、別添資料 3 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番、〇〇番、〇〇番の畑、面積が 3 筆合計で 2,033 m²であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんであります。

申請の理由は、譲渡人の都合により贈与により農地を取得するものであります。

取得後は、牧草を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

続きまして、整理番号 4 について説明します。

地図につきましては、別添資料 4 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番、〇〇番、〇〇番の畑、面積が 3 筆合計で 302.95 m²であります。

借人は「株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇」さん、貸人は「〇〇 〇〇」さんであります。

申請の理由は、借人の業務拡大により農地を貸借するものであります。

貸借後は、甘藷を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

6 番、「牛堀 佐喜子」委員

委員 (牛堀 佐喜子)

議案第 20 号に係る調査は、5 月 11 日に 5 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 から 4 についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

整理番号 1 番と 2 番について、譲受人の既存の経営面積はなく、果樹等の栽培と

の説明でありましたが大丈夫ですか。

事務局 （平瀬 修治）

整理番号1番と2番については、既存の経営面積はなく、新規に営農するに当たり、営農計画を提出していただいています。果樹を栽培する計画であり、問題はな
いものと判断しております。

また、以前は下限面積の要件がありましたが、現在は要件がありませんので、問題はありません。

委員 （〇〇 〇〇）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

整理番号4番について、所有権移転ではなく賃借権設定になった理由はなぜですか。また、農地バンクを利用しなかった理由があれば教えてください。

事務局 （平瀬 修治）

今回、提案には至っておりませんが、この一帯を利用して農業用倉庫を建設したうえで営農する計画があるとのことでありました。それらを含めた中で、この農地については、譲受人の要望により農地法第3条での賃借権設定の申請となりました。

なお、農地バンクでの契約も可能であります、申請人の要望であります。

委員 （〇〇 〇〇）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 6、議案第 21 号 農地法第 5 条に基づく許可の取消しについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 21 号の取消し案件について、御説明いたします。

議案書は 13 ページ、地図は 6 ページと 7 ページを御覧ください。

本件は、令和 8 年 1 月 26 日付けでなされた駐車場への転用を目的とする脇本〇〇番への農地法第 5 条の許可を申請人の申し出により取り消すものであります。

取り消しの理由は、第 1 種農地の不許可の例外「集落接続施設」の要件である「申請に係る土地の周辺の地域に居住する者」に該当するように手続きを進めようとしたのですが、別の土地で事業を行うように計画変更したためであります。

なお、申請地の転用行為はありません。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 （田嶋 輝男）

この農地については、他の事業に変更する予定がありますか。

事務局 （岩崎 展幸）

他の事業に計画を変更するのではなく、他の場所で事業を行おうとするため、許可の取消しを行うものであります。

したがいまして、ここは農地のままとなります。

議長 （田嶋 輝男）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、許可を取り消すことに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 7、議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

議案第 22 号について御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件であります。

始めに、整理番号 1 の案件を御説明いたします。

議案書は 15 ページ、地図は別添資料の 8 ページから 9 ページを御覧ください。

本件は、追認による、駐車場への転用を目的とする使用貸借による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、阿久根市役所三笠支所から東南東約〇〇キロメートルに位置しています。

申請地の農地の区分は、第 1 種農地である農地であります、不許可の例外規定の既存施設の拡張に該当します。

譲受人は、本市協本の「有限会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇」さんであり、現在、トラック運送業を営んでおりますが、トラックと従業員の車の駐車場が不足しているため、申請地を借り受け整備するため申請するものであります。

なお、本件は追認行為であるため、始末書が添付されております。

次に、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の 10 ページから 11 ページを御覧ください。

本件は、住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルに位置しています。

申請地の農地の区分は、阿久根都市計画用途地域内に存在する農地で第 1 種中高層住居専用地域に該当し、第 3 種農地に該当します。

譲受人は、本市塩鶴町に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の12ページから14ページを御覧ください。

本件は、住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定であります。

申請地の位置は、阿久根市役所から北東に〇〇キロメートルの場所に位置しています。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

譲受人は、本市波留に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地の面積が500㎡を超えていますが、本敷地内にがけの法面を含んでおり、建築基準法によるがけ高さによるセットバックが必要であることから、セットバックによる建築できない面積を差し引くと365㎡のみが建物が建てられる有効面積になります。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

5番 「白濱 和利」委員

委員 (白濱 和利)

議案第22号に係る調査結果について報告します。

調査は、5月11日に6番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、周囲を既にコンクリート壁や石垣で囲まれている事などから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、周囲を既にコンクリート壁で囲まれている事、新たにブロック壁などを設置することから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

隣接する脇本〇〇番と脇本〇〇番の2筆の畑について、拡大図を見ると砂利を敷いて駐車場となっているように見えるが現状を教えてください。

事務局 （平瀬 修治）

この一帯については造成がなされており、御質問の2筆の畑についても綺麗な畑となっております。拡大図は以前のものとなり、現状とは異なります。

委員 （〇〇 〇〇）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 8、議案第 23 号　農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

ただし、「〇〇　〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

「〇〇　〇〇」委員は、退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

それでは、議案第 23 号　農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、利用権の設定 27 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

なお、今回は令和 8 年 8 月 1 日貸付開始分の申請になります。

始めに、議事参与案件 1 件について説明させていただきます。

議案書は 18 ページ、整理番号 10 を御覧ください。

借人が「〇〇　〇〇」さん、貸人「〇〇　〇〇」さんであり、畑 1 筆を 5 年間の貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分以外を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画（案）の議事参与分以外について説明させていただきます。

議案書の 17 ページにお戻りください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和 8 年 8 月 1 日貸付開始分の申請であり、農地 27 筆、面積 27,296 m²の利用権設定となります。

今回の設定の期間は、全てが 5 年間となっております。

また、地目別では、田が 10 筆の 11,865 m²、畑が 17 筆の 15,431 m²となっております。

利用権を設定する 27 件の内訳につきましては、議案書の 18 ページから 19 ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、以上をもちまして、第 35 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 30 分

議事録署名日 令和 年 月 日

農 業 委 員 会 会 長 -----田 嶋 輝男-----

議 事 録 署 名 人 -----園 田 勇 一-----

議 事 録 署 名 人 -----馬見新 貢-----

書 記 -----下 脇 一 博-----